

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第6条第3項については、<u>この条例の施行の日以後</u>における____審議会<u>その他の附属機関の委員</u>の最初の改選時に、執行機関で随時施行している。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第6条第3項については、<u>本</u> 条例 <u>施行の日以降</u>における、<u>各</u>審議会<u>及び各委員会</u> _____の最初の改選時に、執行機関で随時施行している。</p>